

# 令和8年度委託訓練（短期コース）事業 企画提案コンペ参加要領

## 1. 目的

再就職をめざす離職者の方が、安定的な職業に就くために効果的な職業訓練を提供できる施策を整え、訓練を受講することで能力開発やキャリア形成を支援し、早期に就職につなげることを目的とします。

本事業は、専修学校など民間教育訓練機関等の幅広い教育訓練資源を最大限活用し、多様な職業訓練機会の創出・拡大を図る趣旨から、民間の創意工夫による企画提案により受託事業者の選定を行うものとします。

## 2. 契約期間

契約締結日から令和9年10月31日まで

## 3. 委託業務の内容

別添「令和8年度委託訓練（短期コース）事業 仕様書」のとおりとします。

ただし、本仕様書に定めるもののほか、「『総合雇用対策』に基づくあらゆる教育訓練資源を活用した委託訓練の推進について」（平成13年12月3日付け能発第519号）別添「委託訓練実施要領」に準じて実施するものとします。

このため、「委託訓練実施要領」が改正された場合、仕様書記載の有無に関わらず契約条件を変更・追加することがあるので、その旨了承のうえ、企画提案書を提出してください。

なお、この事業は、「国との協議が整うこと」及び「三重県の予算の成立」が契約締結の条件となるため、契約できない、または、契約を解除する場合があります。

## 4. 企画提案者の参加資格

次に掲げる条件を満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 三重県内に本支店、営業所等の拠点を有し、過去5年以内に国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関が発注する本業務に類似した教育訓練を履行した実績、又は、過去5年以内に民間教育機関等として講習（講座）を実施した実績を有すること。
- (7) 雇用保険への加入事業者であること。（義務のない場合を除く。）
- (8) 介護職員初任者研修課程が含まれる訓練内容を企画提案する場合は、三重県介護員養成研修事業者指定要綱及び、三重県介護員養成研修事業者指定要領に基づく事業者指定を受けている又は受けられる見込みがあること。

(9) 訓練実施機関の施設内または施設外において、訓練実施機関自らがまたは委託により、仕様書等に定める基準を満たした託児サービスを提供できること。(託児サービスを付加した訓練を実施する場合に限る。)

## 5. 不適格事項

- (1) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。
- ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
  - イ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
  - ウ 提案に際して談合等の不正行為があったとき。
  - エ 見積書の金額、住所、氏名、若しくは重要な文字の誤脱、又は識別がしがたい見積及び金額を訂正した見積をしたとき。
  - オ 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
  - カ 提出書類にあたり、虚偽の記載をしたとき。
  - キ その他、契約担当者が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 6. 配布資料に質疑等がある場合

本要領10項記載の方法により、質問を提出してください。

## 7. 企画提案書等の提出

本件コンペの参加資格の条件を満たしており、委託訓練（短期コース）事業に参加し受託を希望する者は、次のとおり企画提案書等の必要書類を提出してください。

### (1) 提出書類

#### ア 委託訓練受託資格確認書類関係

- ① 次に掲げるいずれかの書類
  - ・ 法人にあっては、「履歴事項全部証明書」、「現在事項全部証明書」又は「代表者事項証明書」の写し
  - ・ 個人にあっては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し  
＊提出日において、発行日から3か月以内のもの
- ② 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」  
(所管税務署が過去6か月以内に発行したものです。) の写し (提示可)
- ③ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6か月以内に発行したものです。) の写し (提示可)
- ④ 企画提案コンペ参加 誓約書  
三重県（津高等技術学校）との契約（履行）実績がある場合は提出不要です。
- ⑤ 履行実績証明書（様式2-別紙5）  
＊過去5年以内に国、地方公共団体（三重県を除く）、独立行政法人等の公的機関と本業務に類似した契約（履行）を記載してください。ただし、三重県（津高等技術学校）との契約（履行）実績がある場合は提出不要です。

\* 民間教育機関等としての講習（講座）実績がある場合は、その内容を記載のうえ  
実施がわかるパンフレット等を添付してください。

⑥ 企画提案者の参加資格 4.(8)に該当する事業者にあっては、「三重県介護員養成研修事業者指定通知書（第8号様式）」又は「三重県医療保健部長寿介護課による申請書受理証明」の写し

#### イ 見積書（様式12）

※受託希望する開講可能月毎に提出してください。

#### ウ 委託訓練受託の申請関係

① 委託訓練（短期コース）事業 受託申請書（様式1）

添付書類（委託訓練（短期コース）事業受託申請書の添付書類及び資料一覧を参照）

- (1) 実施施設の概要（様式2）・（別紙1～4）
- (2) 設定根拠（任意様式）
- (3) 委託訓練カリキュラム（様式3）
- (4) 委託訓練受託対象要件照合表（様式4）
- (5) 委託訓練実施施設・設備状況（様式5）
- (6) 講師名簿（様式6）
- (7) 使用教材一覧表（様式7）
- (8) 使用ソフト等一覧表（様式8）
- (9) 就職支援体制等（様式9）
- (10) 訓練実施経費積算書（様式10）

※(3)、(9)、(10)については、別表「令和8年度委託訓練（短期コース）事業 訓練コース設定（地区・分野・開催予定月）」記載の受託希望する開講可能月毎に提出してください。

※(3)については、すべてのコースにおいて、「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」（仕様書添付）に訓練の内容から合致する項目にチェックを入れて提出してください。また、チェックした訓練内容の該当箇所がわかる資料等を併せて提出してください。

※(3)については、デジタル分野のDX推進スキル標準対応コース等を受託希望する場合、「スキル項目・学習項目チェックシート」（仕様書添付）にチェックを入れ、当該項目に対応する訓練カリキュラムの該当箇所がわかる資料等を併せて提出してください。

※受託申請書（様式1）開講可能時期については、1訓練科（1教室）当たり、開講可能月を複数提出しても差し支えありません。（例えば7月から9月までの間に3か月訓練を1訓練科実施可能な場合に、「仕様書別表にある設定枠開講予定期該当箇所の月のいずれかで1科開講可能」として提出することができます。）

#### =資料等=

- (11) 雇用保険適用事業所設置届の写し
- (12) 職業紹介の許可を証明する書類の写し
- (13) 実施施設紹介パンフレット等
- (14) 施設案内図・配置図、平面図等
- (15) 訓練実施施設に関する不動産登記（登記事項証明書（提出日において、発行日か

ら3か月以内のもの) ) の写し、又は賃貸借契約書等の写し

(16) 写真(建物外観・教室、就職相談室、事務所)

(17) 職業訓練サービスガイドライン研修修了証の写し(令和8年度まで有効期限があるもの) また、「公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」を取得している場合は、それがわかる資料を追加で記載し添付してください。

「委託訓練（短期コース）事業 受託申請書提出前チェックリスト」も提出

---

**※託児サービスを付加する訓練の実施を希望する場合は、以下書類を追加して提出してください。**

② 委託訓練(短期コース)事業 託児サービス付加申請書(様式11)

\* 託児サービス提供施設毎に提出してください。

=添付書類=

(18) 託児サービスに要する経費積算書(様式10-2)

\* 受託希望する開講可能月毎に提出してください。

=資料等=

(19) 託児サービス提供施設の概要等

(20) 保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業及び幼保連携型認定こども園について  
は認可書の写し、それ以外については認可外保育施設指導監督基準チェック表

(21) 認可外保育施設により託児サービスを提供する場合は、設置届出書の写し、又は、  
ホームページ等で公表されている場合はそのことが分かるもの

(22) 三重県知事が証明する「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交  
付を受けている場合はその写し

(23) 託児サービス提供施設のパンフレット、規約、定款等

<以下参考>

(24) 委託により託児サービスを提供する場合は委託契約書の写し

(25) 訓練実施施設及び託児サービスを提供する場所に関する不動産登記(登記事項証  
明書(提出日において、発行日から3か月以内のもの))の写し、又は賃貸借契約  
書等の写し

(26) 託児サービスに係る傷害保険、賠償責任保険等の加入証明書の写し

**※上記(24)～(26)は契約候補者に選定された場合に提出を要する書類**

「委託訓練(短期コース)事業 託児サービス付加申請書提出前チェックリスト」も提出

\* その他、別添の「受託申請について」を参照してください。

(2) 提出部数

イの見積書は、正本1部

ウの申請関係は、正本1部、写し1部の計2部

(ただし、資料等については正本1部提出とします。)

なお、提出書類は電子データでの提出も可とします。

(3) 企画提案書等の提出期限

ア 提出期限 **令和8年1月30日(金) 17時まで(必着)**

イ 提出場所 下記「1.2.担当部署」記載の場所

ウ 提出方法 郵送、E-mail、持参

## 8. 提案書の評価及び優秀提案者の決定

(1) 委託訓練（短期コース）事業 企画提案コンペ選定委員会において、提出された企画提案書の評価を行い、業務の目的に合致し、かつ、評価の高い企画提案の順に別表の区分毎に選定し、契約候補者とします。

なお、託児サービスの付加についても分野、地区、時期等を総合的に勘案し、選定委員会において決定します。

また、その結果は提案者に対し通知するものとします。

(2) 優秀提案者決定の評価の基準

訓練の内容・仕上がり像、企画性、訓練内容の社会的需要、就職支援体制、就職実績、受託実績（過去に委託訓練の受託実績がある場合の就職率、就職支援への取組み、訓練修了者等からの就職状況報告書類の回収率等）、施設設備、指導員数・資質、運営状況等（開講可能な最少応募者数の設定状況含む）、自己負担軽減の取組、「公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」の取得の有無、託児サービスの付加の有無、見積額。

## 9. 契約方法等

(1) 契約候補者と契約内容を協議のうえ、委託契約を締結します。

(2) 契約方法に関する事項

ア 契約事項を示す場所は下記「12. 担当部署」記載の場所とします。

イ 契約保証金は契約金額（上限額）の100分の10以上とします。ただし、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約書は2通作成し、三重県及び受託者の双方各1通を保有するものとします。

(3) 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行うものとします。

(4) 契約代金の支払い方法、支払場所及び支払時期

契約内容の履行が完了し、検査に合格した後、適切な支払い請求書を受理した日から30日以内に指定された金融機関へ振り込むものとします。

なお、募集定員に応募者が満たない場合、応募や入校の辞退者が出た場合や中途退校等、委託人員は変動するため、必ずしも募集定員数での入校や委託費上限額での支払いを確約するものではありません。

## 10. 企画提案コンペに関する質疑応答

(1) 質問の受付期間

令和8年1月16日（金）17時まで（必着）

(2) 質問の提出

当企画提案コンペに関する質問は、別添「質問書」にて行うものとし、12項記載の担当部署まで電子メール、ファクシミリにより提出してください。

(3) 質問に対する回答

すべての質問に対しての回答を、令和8年1月22日（木）までに、県ホームページにてお知らせします。

## 1 1. その他

- (1) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限るものとします。
- (2) 契約書は、三重県で作成します。
- (3) 企画提案書の作成及び提出等応募に要する経費は、すべて企画提案者の負担とします。
- (4) 提案された企画提案書は返還しません。
- (5) 提出された企画提案書については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。  
ただし、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は原則として公開しないので、その部分を明記してください。
- (6) 企画提案書類に不備があった場合には、審査の対象にならないことがあります。
- (7) 企画提案書類の提出後は、理由の如何を問わず辞退できません。
- (8) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」の規定による契約の解除等

- ① 受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは契約を解除することができるものとします。
- ② 受注者が三重県の発注する物件関係契約に関し、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という）による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるときは契約を解除することができるものとします。

### (9) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- ① 受託者は業務の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 委託者に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- ② 受託者が①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

### (10) その他必要な事項は、「三重県会計規則」の規定によるものとします。

## 1 2. 担当部署

〒514-0817 三重県津市高茶屋小森町1176-2

三重県立津高等技術学校 担当 伊藤、小林

Tel: 059-234-7758、 Fax: 059-234-3668

Mail : tkougi@pref.mie.lg.jp